

令和7年度 長山中学校 生活の基本的なきまりについて

【服装・身なり】

1 制服（学校指定のものを着用）

10月～5月	6月～9月
<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー ・ズボンもしくはスカート（膝が隠れる丈） ・ベストの着用は自由 ・白ワイシャツ（開襟不可） ・ネクタイ（紺orえんじ色 どちらでも可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ズボンもしくはスカート（膝が隠れる丈） ・ベストの着用は自由 ・白ワイシャツ（第1ボタンまで開襟可） ・ノーネクタイ

- ★ 登校したら名札を着用する。（原則学校保管）
- ★ 制服は正しくきちんと着用する。
- ★ 衣替え移行期間は、気温によって冬服と夏服を使い分ける。
移行期間 夏服 5月1日から31日 冬服 10月1日から31日
（暑いとき）ブレザー→ネクタイの順に調整
（寒いとき）ブレザー着用→ワイシャツ上にセーター着用可
- ★ ベルト 色は黒または紺 合成革製（布製は不可）

2 通学靴・靴下

○ 通学靴：紐でしぼる運動ができる靴とする（走るのに適したもの） ※色の制限はなし	
○ 上履き：学校指定の上履き	令和7年度の上履きライン 1年黄，2年緑，3年赤
○ 靴下：白または黒の靴下	少なくともくるぶしが隠れる長さ 上部のライン，ワンポイントは可 冬期のタイツ着用可（黒，うすだいたい色） ※タイツはラインや柄が入っていないもの

3 防寒着

○ コート	学校生活に適するもの バッグかロッカーに収納できるもの 黒，紺，茶，グレー等を基調としたもの
○ ウインドブレーカー	黒，紺，白等を基調としたもの
○ セーター（Vネック）	黒，紺，茶，グレー等を基調としたもの すそや袖がブレザーからはみ出ないようにする。 スクールセーターを推奨する。 ※カーディガンも可（規定はセーターと同様）
○ 手袋・マフラー	色の制限はないものとする。

4 体操着・ジャージ（学校指定のものを着用）

○ 体操着 ジャージ上下・ハーフパンツ，半袖シャツ（白）	
・ 夏期及び繫龍祭前は、状況により市販の半袖白Tシャツの着用を認める。	
・ 部活動ではワンポイントの白Tシャツの着用を認める。	
・ 部活動で購入した練習着等は、部活動での着用に限る。	
※ 個人で購入したものは黒，紺，白等を基調としたものとする。	

5 通学カバン（手さげバッグ）

○ 通学カバンは、丈夫な素材で使いやすく黒，紺，茶，グレー等を基調としたもの ※ 通学カバン以外に、手さげバッグを使用してもよい

6 髪型

- 学校生活に適する清潔で端正な髪型であること
- 前髪は目にかからないようにする。
 - 肩にかかる以上の長さの髪は、次の場面では後ろに束ねたり結わえたりする。
理科の実験・体育・給食・掃除・部活動・体育的行事・儀式的行事、その他必要に応じて教師に求められた場合。
 - 髪を結ぶ場合は、後ろに束ねたり結わえたりする。
(頭頂部付近には結わえない) (編み込みは三つ編み程度まで)
 - ・ 頭髪の脱色、染色、整髪料の使用は禁止
 - ・ 頭髪のパーマは禁止 (育毛事情による措置については要相談)
 - ・ 髪を束ねる際は、黒、紺、茶のゴムひも類を使用
 - ・ ヘアピンは黒のみ、その他の髪止めは禁止
 - その他一過度な刈り上げ(6mm未満)は不可とする、化粧、眉毛剃り、ピアスの着用等は禁止

7 所持、携行品(持ち物は全て記名を)

- 学用品以外の所持、携行品
 - ・ 毎日持参ーハンカチ, ティッシュ, 給食(箸, スプーン)
 - ・ 歯みがきセット
 - 持込可能な所持、携行品
 - ・ 飲用, うがい用水筒(冷水, 白湯, 茶, スポーツドリンク)
 - ・ 保護者申し出により許可を受けた薬品, 医療関係器具類
 - ・ 携行用手鏡, くし(トラベルサイズで)
 - ・ 汗ふきタオル, ハンドタオル, マスク類
 - ・ その他, 保護者申し出により許可を受けた物品等
- ※ 持込・使用許可願いは、担任に申し出、後日学校が許可を出す(担任保管)

- 持込携行禁止物品
 - ・ 現金, 貴重品, 菓子類, 清涼飲料, 玩具, ゲーム, 化粧品, 装飾品類
 - ・ 携帯電話(特別な事情により, 保護者申し出の上職員室保管の場合有り)

【学校生活】

1 通学に関すること

(1) 登下校

- ・ 服装は基本的に制服。繫龍祭練習等の期間は体操服での登下校を可とする。
- ・ 朝は8:10までに登校・着席する。
- ・ 反射たすきを着用して登校する。
- ・ 下校は基本的に制服または、学校指定の体操着とする。
※部活動後のみ、部活動の練習着での下校を可とする。
- ・ 一般生徒完全下校時刻

通常日課	月・木	14:45		
	火水金	15:45		
特別日課	委員会	15:25		
- ・ 部活動完全下校時刻

4月~9月前半	17:55	9月後半	17:40		
夏休み	16:30				
10月前半	17:15	10月中	16:55	10月後半	16:40
11月前半	16:30	11月後半~12月	16:15		
1月	16:15				
2月前半	16:30	2月後半	16:55		
3月	17:25				

(2) 自転車通学許可対象者

(自転車は、両足スタンド、かごと荷台のついた通学用自転車とする)

- ・ 年間通して、単独通学時間の長い生徒、危険箇所を通る生徒
 - ・ その他、登下校に際して、安全上特別な事情があり許可の必要な生徒
- ☆許可申請を行えば、自転車通学を許可している。

(3) 欠席、遅刻、早退の連絡

- ・ 欠席、遅刻の連絡は、7:30までに、原則として保護者が学校にスクリレを通して連絡を入れる。
- ・ 早退する場合は、担任に申し出て許可を得る。基本的に保護者の迎えにより下校。
自力で早退する場合は、自宅に着いたら学校に連絡する(保護者が迎えの場合は不要)。

- 2 服装について
- 制服のとき
 - ・ 授業，生徒集会，儀式的行事には制服で参加する。
 - 体操着
 - ・ 体育・美術・技術学習（理科，家庭科），清掃活動，集会活動，部活動には体操服で参加する。
 - 給食当番のとき
 - ・ 白衣とマスクを着用する（白衣は週末に持ち帰り洗濯をして月曜日に持ってくる）
 - 水着（男女共通）
 - ・ 水着は授業に適したものとし，水泳キャップを着用する。
- 3 学用品についての注意
- ・ 金属類の筆入れは使用しない。
 - ・ 筆入れへの過剰な装飾をしない。
 - ・ 通常の鉛筆やシャープペンシル，消しゴムを使用する。
- ※ ノート等各教科で必要な物については，授業が始まってから用意すれば大丈夫です。

【校外での生活】

- 1 非行防止のために
- ・ ゲームセンター，ボーリング場等は保護者の責任のもと利用する。
 - ・ カラオケボックスは生徒だけで利用しない。
 - ・ 無断外泊，深夜の出歩きは一切しない。
※ 深夜とは午後11時から翌日午前4時までをいい，深夜の外出は正当な理由がない限り保護者が同伴していても禁止されています。
※ 違反した場合，30万円以下の罰金に処される場合があります。
【茨城県青少年の健全育成等に関する条例第33条】
 - ・ 飲酒，喫煙，薬物使用などは絶対にしない。
 - ・ 生徒同士の安易な金銭，物品の貸し借りは絶対にしない。
 - ・ 有害図書，有害サイトには関わらない。
 - ※ 周囲の大人からの安易な妥協は，非行を助長することになります。
- 2 パソコン・携帯電話・スマートフォンの利用について
- ・ LINE，Instagram等のアプリを用いた安易な交友は避ける。
 - ・ 夜間に安易なメッセージ，メールの送信はひかえる。
 - ・ 無責任な書き込みやメール・メッセージ送信は絶対にしない。
(人のうわさ話，人の悪口，からかい，個人情報やプライバシー等)
 - ・ 個人情報を友人や他人に教えない。
 - ・ タイムライン等に，個人が特定できるような写真を相手の許可なく公開しない。
 - ※ 安易な携帯電話・スマートフォン利用をきっかけに，いじめ，交友関係の悪化が誘発されるケースが増えています。不登校やひきこもりにつながることもあります。
トラブルの防止のためにご家庭の責任のもとでしっかりした管理をお願いします。

令和7年4月4日 改訂